



最良執行方針

平成 25 年 7 月 16 日制定
BNP パリバ証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関する特定のご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及び REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を対象とします。当社では、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 項第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、取扱いを行いません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、取引の執行に関するご指示がない場合については、すべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。事前に同意を頂いているお客様からの注文に関しては、PTS への取次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いもいたします。また、事前に同意を頂いているお客様からの注文であり、かつ取引に特段の指示を頂いていない場合には、当社が相手方となって行う相対取引や当社海外関連会社との相対取引の媒介を優先して行うこともあります。

①金融商品取引所市場の売買立会時間外にお客様より受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

②①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。当該金融商品取引所市場につき、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます（但し、条件によっては当社がご注文に応じることが出来ない場合があります）。
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている上場株券等について、お客様からの委託注文を取り次ぐ金融商品取引所市場（優先市場）の選定については、当社が取引参加者となっている金融商品取引所市場に取り次ぎます。（平成 25 年 7 月 16 日現在、当社が取引参加者となっております金融商品取引所市場は東京証券取引所です。）
- (c) 制度信用取引につきましては、制度上、反対売買を同一の金融商品取引所で行なうことが前提となっているため、反対売買を行なう時点で上記選定金融商品取引所市場が変更された場合でも、建玉と同一の金融商品取引所市場において執行いたします。なお、金融商品取引所や証券金融会社から指示があった場合には、それに従います。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。なお、特定投資家等のお客様に対して、市場価格を鑑みた上で当社が提供する合理的な価格で当社または当社海外関連会社との相対取引で執行させて頂く場合は、市場で執行するよりも約定の確実性、執行コストの短縮の面で優れていると考えられるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
→ 当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 取引一任契約等に基づく執行
→ 当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
 - ③ 取引約款等において執行方法を特定している取引
→ 当該執行方法
 - ④ 端株及び単元未満株の取引
→ 端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法または当社が直接の相手方となる相対取引
 - ⑤ 国内金融商品取引所市場に上場している外国株券等
→ お客様から執行方法による特別なご指示がない場合は、当社海外関連会社経由で海外金融商品取引所で執行する方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上